

# 山事研會報



第28号

平成23年9月21日発行

山梨県公立小中学校事務職員研究会  
編集発行人 広報部

始まりました14年目…よろしくおねがいたします！！！！



## 平成23年度本部役員

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 会 長   | 望 月 | 美 代 子 |
| 副 会 長 | 條 々 | 富 美 子 |
| 副 会 長 | 清 水 | 武 司   |
| 副 会 長 | 野 田 | 忠 司   |
| 幹 事   | 堀 内 | 光 美   |
| 会 計   | 雨 宮 | 一 美   |

山梨県公立小中学校事務職員研究会は、平成23年度で発足14年目を迎えました。

平成21年度に関東地区学校事務研究大会を主管支部として開催したことを一区切りとし、新たな一步を踏み出そうと会員向けのアンケートを実施しました。その結果をもとに平成23年1月27～28日に開催された第42回関東地区学校事務研究大会(埼玉大会)第3分科会を担当したことで、今後の山事研の方向性を考えるいい機会となりました。今年度、新しい山事研へ向けての第一歩を踏み出します！



～第28号のラインナップ～

- 第1回研修会を開催しました
- 第42回関東地区学校事務研究大会にレポート参加
- 平成23年度 第14回定期総会概要
- 全事研からのお知らせ
- 学校事務の基礎・基本 ～役立つ！？ホームページの紹介～

# ■第1回研修会「最近における給与改定の状況及び諸手当」について

平成23年5月26日に中央市立玉穂生涯学習館において、第1回研修会が開催されました。会員からの福利給与課を講師に！という強い要望があり、今回実現することができました。

会長あいさつでは、

- 近年の学校統廃合で学校数が21校も減少、児童生徒数は100人減る…仲間が減る…という状況
- 新採用研修のあとは、年1回ある9月の全体研修のみしかなく、1人配置の私達は今日のような研修が必要
- 会員を80%に
- 被災地からの転入について
- 「学校事務」誌について

以上のような内容に触れて、話がありました。

|                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| 会員数                       | 175名/286名(期採 他含む) |
| 加入率                       | 63.6% (平成23年5月現在) |
| ※南都留に続いて、今年度から北都留が組織加入!!! |                   |

それでは、研修会の内容を“ちょこっと”おさらい…

## ○最近における給与改定の状況について



【山梨県教育委員会 福利給与課 給与公災担当 厚芝 司さん】※給与制度担当



近年の山梨県における給与改定についてお話していただきました。

給与改定には、

- 国における教員給与の見直しを踏まえた改定をしていること
- 民間給与との格差に基づく給与改定をしていること
- 給与構造の改革をしたこと                      が関係している説明がありました。

1 国における教員給与の見直しを踏まえた経緯としては…

★ 平成18年6月(小泉内閣) 「行革推進法」公布・施行

人確法の見直しを含め平成13年から調査が行なわれていた結果をもとに

平成18年7月 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」閣議決定

「骨太の方針2006」といわれるもので、義務教育費国庫負担制度の見直しと人確法の縮減を図ったもの

★ 平成19年3月 中央教育審議会「今後の教員給与の在り方について」答申

教員の職務の見直しを3つの柱「教員の校務と学校の組織運営体制の見直し」「メリハリある教員給与の在り方」

「教員の勤務時間・勤務体系の在り方」

2 民間給与との格差に基づく給与改定としては…

★ 平成18年度に大きな給与改定を行なったが、現給保障額を設定

★ 平成21年12月1日から給料表を改定し、現給保障額を引き下げ

★ 国の手当廃止に順じて持ち家に係る住居手当を廃止

★ 期末・勤勉手当の支給月数変更

3 給与構造の改革としては…

★ 平成18年度から段階的に実施

★ 給与構造改革は平成22年度をもって終了

やはり、福利給与課を招いての研修ですので、参加者も多く…会員以外の方も見受けられました。  
みなさん、熱心に聴いていました。



参加者は171名<sup>でした。</sup>



## ○諸手当について

【山梨県教育委員会 福利給与課 給与公災担当 勝俣秀文さん】※手当、手当制度の管理、社会保険担当



諸手当のことについて、

- ・過年度戻入・追給の事例
- ・通勤手当
- ・住居手当
- ・その他、子ども手当など

をお話していただきました。

### 1 通勤手当について

★交通用具**移動者**が対象

★給与手当の支給について(昭和 46 年 1 月 1 日 梨人委第 6 号)



4「通勤距離」とは、職員の住居の出入り口から勤務公署において出勤が確認される場所(出勤が確認される場所が2以上あるときは、勤務公署の出入口から最も離れた場所にあるものとする。※質)までをいい、測定に当たっては、便宜、国土交通省国土地理院発行の地形図(縮尺 5 万分の 1 以上のものに限る。)等について、**キルビメーター※1**を用いて行なうことができるものとする。ただし、**この測定は、実測に優先するものと解してはならない。※2**

※1 「今では『インターネットの地図情報処理』と考えることも出来る。」と説明がありました。

※2 「国に準じている。他県によってはインターネットが優先される場合もある。」と説明がありました。

また、**※質**部分について、詳しい説明を求める質問があり、回答は下記のようなものでした。

回答)赤本P49(3)に(敷地内に入った場合)とあるが、明確にはわからない。説明できる資料がない。

★交通用具に係る通勤手当額の改定等について(平成 22 年 3 月 11 日 教福第 1823 号)

#### V その他

(中略)また、**通勤届の裏面の「通勤経路の略図(経路朱線)」**については、**通勤の実情である通常利用する経路を朱線で記入し、朱線の経路が一般に利用しうる最短の距離でない場合は、朱以外の色等(青線や点線等)で最短距離の経路を記入し、余白部分に最短距離の距離数を記入**してください。

(注) **交通用具を使用したときの手当支給のもととなる通勤距離は、一般に利用しうる最短の経路の距離であるため、認定の際には注意するとともに、確認した距離を決定事項欄または認定欄に記入**してください。

【※ **波線の部分**は、青本P196以降の通勤災害とも係ってくるそうです。】

★山梨県は、平成 19 年度に「包括外部監査」を受けました。その際に指摘されたことは、

○通勤届の申請距離とツール(インターネットの地図情報システム)を使つての確認距離について、申請距離と確認距離の差が大きい場合、通勤手当に影響があることが確認されたため指摘された。

※この確認については、インターネットの地図情報システムでの検索や第 3 者が測りなおしを実施している。

また、通勤手当の距離確認の注意点は、

○インターネットの地図情報システムはあくまでも「ツール」として活用し、再実測が必要

○事務職員において通勤距離を、インターネットの地図情報システムの距離に変更することは×である

★富士急行線の定期券について

平成 22 年 3 月 23 日より富士急行線の定期券が継続購入をすると割引になる制度がスタートしたことの説明がありました。その際には、JRIと一緒に購入できないので別々に購入すること。

## 2 住居手当について

★住居手当の適用除外職員について6つ示されました。【資料③-2】その中の3つ目、

○次の住宅の全部又は一部を借り受けて、当該住宅に居住している職員 について特に触れ、

・職員の扶養親族が所有する住宅

・配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母のうち、扶養親族以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅(※)

(※)職員が扶養親族でない父母等から別棟の住宅を借り受けた場合の取扱いについては、別紙参照のこと。



次ページ資料「手当 行政実例【住居】の3」にて説明された。

■借家・借間居住の場合の「適用除外職員」については、規則第二条及び給実甲第四三号規則第二条関係に定められているが、次に掲げる者から職員が「別棟」の住宅を借り受けた場合においては、必ずしも明らかではないので、どのように取り扱ったらよいか。

(住宅の貸主)

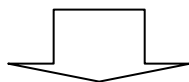
(イ) 職員の扶養親族

(ロ) 職員たる配偶者の扶養親族

(ハ) 配偶者(扶養親族とはなっていない。)

(ニ) 父母(扶養親族とはなっていない。)

(ホ) 配偶者の父母(職員たる配偶者の扶養親族とはなっていない。)



□職員と(イ)から(ホ)までの者との間における賃貸借関係は、社会通念上認めることは適当ではない。しかしながら、職員と(イ)から(ホ)までのそれぞれの者との関係には、緊密度に差が認められるので、職員が(ニ)及び(ホ)に掲げる者から別棟の住宅を借り受けている場合で、調査の結果、その事実を十分確認できる時に限って、(※)給与法第十一条の六第一項第一号適用職員として取り扱って差し支えない。

(※)調査の結果、その事実を十分確認できる時とは、

○生計費が別と確認できる場合

・現金での家賃の授受でなく、通帳(引き落とし)で毎月支出がわかるようになっている

・不動産取得の申告書 など…

福利給与課の担当者による説明は、やはりわかりやすく、よく理解することが出来ました。

皆さんから寄せられた感想の一部を紹介します！！



よかったという意見が多かったので、うれしい限りです。

■福利給与課の説明が聞け、とてもよかったです。

自分で一人で読み下すのと説明と聞くのは全然違います。

実務に直結するのでとてもありがたいです。

■今一番、情報がほしい内容だったのでよかった。ただ、時間がもう少しあれば、じっくり聞くことができたのではないかと思います。もっと聞きたかった。

■講師の方の話もわかりやすくよかった。毎年やってもらえるといい。県とのつながりにもなる。

■最近、福利給与課の方から直接お話を聞く機会が殆どないため、今回最も身近で気になっている給与・手当等について、わかりやすい説明をしていただいたと思う。今後もこのような機会を与えていただきたい。

■私が事務職員になった頃から給与改定がありました。それまでの背景などあまりわかっていなかったのも勉強になりました。

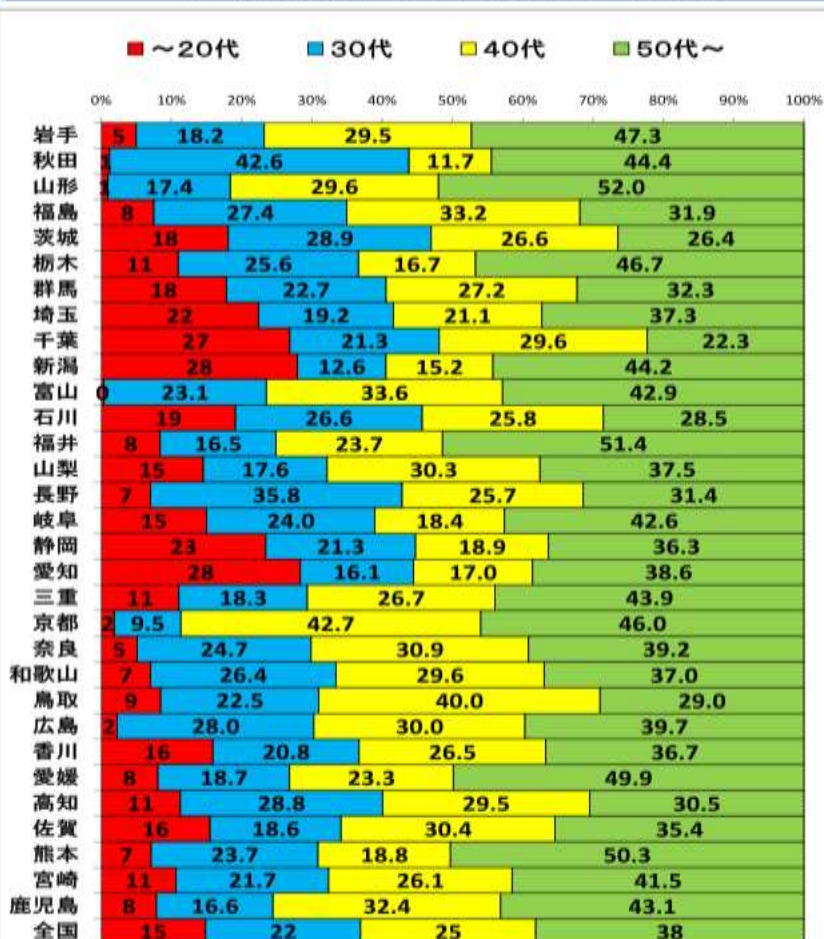
手当の改正についても直接説明をしてもらえてよかった。各自で文書を読み下すのは勘違いやとらえ間違いも発生してしまうと思うので、今後も重要な改定等があった際は説明してもらえると良いと思う。



## ■第42回関東地区学校事務研究大会(埼玉大会)のようす

平成23年1月27日～28日に、埼玉県において、第42回関東地区学校事務研究大会が開催されました。

都道府県費負担学校事務職員年代別構成



山事研は、テーマを「魅力ある研究組織を目指して－会員からのアンケートをとおして－」とし第3分科会を担当しました。分科会を担当したスタッフから、当日の様子、分科会の中で出た質問意見、助言者の方の総括の報告がありました。助言者の総括は、当日のビデオと資料を見ながら様子を知ることが出来ました。

助言者の資料の中で、興味深いものがありました。全事研で調査した資料で、県費負担事務職員の年代別構成です。(左図)

これを見ると、ほとんどの県で50代の占める割合が多いことがわかります。

助言者の田辺徹馬さん(全事研副会長)からは、「研究会の課題として研究会を支える役員体制の構築が課題と言える。今後多くの県で研究会のノウハウを若い世代に引き継ぐ手立てとして、30歳代の中堅層の育成が求められる。実務経験があり、将来を考える時期であり前向きに仕事を捉える年代となるからだ。」と話がありました。



最後に、「山梨支部に期待したいことは会員のニーズである研修制度を確立させていくこと。そのために研究会としての将来ビジョンを立て、体系的な研修制度となるよう教育委員会との協議機関を設置するなど働きかけが必要ではないか。また、職務標準や権限付与等、将来の事務職員制度の整備に向け、整備していく必要もある。そのためには会員アンケートであったように事務職員の意識改革も必要となり、会員にとって魅力的な研究会となるために何が必要なのかを考え、今後も努力していただきたいと願いつつ、まとめに代えさせていただきます。」と山事研へ向けてエール、助言がありました。

この分科会は、山事研としてはじめて研究レポートの発表となりました。助言者や参加者からの助言・意見を踏まえて、研究の更なる一歩が踏み出せると期待されます。



## ■平成23年度 第14回定期総会開催される

第1回研修会の後、開催されました。参加者は 107 名でした。



〈会長挨拶〉

- ◆ 山梨の事務職員が今は 286 人いますが、いずれは 100 人上の50歳以上の世代がいなくなる。どのように若い人につなげていくか。
- ◆ 全事研の役員会に出席すると、神奈川や千葉は 1000 人規模、山梨は 200 人規模のところと同じ机上で話ができることがすごいと感じる。

【定期大会に顧問である羽田さんと中村さんが参加してくださいました！】

初代会長 羽田 芳郎 氏



事務職員の研修規則を総合教育センターに作れば、研修が出来るのではないのでしょうか。

第2代会長 中村 輝 氏

若い人が増えて10年すると50代後半は退職する。これかの若い人に期待しています。



# お疲れ様でした！

志村さん[幹事] 池田さん[会計]

今回の定期大会で2名の役員が退任しました。

志村さんについては、初代会長から第4代会長までの長期にわたり幹事を務められました。ありがとうございました。



## 研修会・定期大会終了後の役員会報告

今年度新しく、特別委員会として「ホームページ作成委員会」が発足し、現在、着々とホームページの作成が進んでいます。  
どんな内容になるのかは、乞うご期待！！



## ■全事研からのお知らせ



平成23年11月1日～11月7日までの間「全国学校財務ウィーク」となります。

全国学校財務ウィーク“財務で支える安全安心な学校づくりと教育活動”

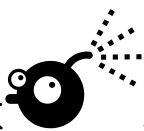
ポスターはこちらからダウンロード可能 ↓ <https://zenjiken.jp/data/general/zenjiken0068.pdf>

全事研のホームページには、東日本大震災に関連する情報へのリンクが貼ってあります。

文部科学省の地震関連情報・報道発表や国の動き、教職員関係、生活関連情報、参考資料などが載っています。こちらから↓

[全国公立小中学校事務職員研究会・ニュース](#)





私たち学校事務職員が担っている仕事は法律、法令、法規などに則って行う内容ばかりです。

学校事務職員として、知っておきたい情報は検索するとたくさんあります！

今回は、ホームページを紹介します。時間があるときに見てくださいね♪

学校財務を担う上で、どんな教育内容か、どんな教材が必要かなど、知っておくと予算要求や執行に役立つ情報です。

**文部科学省** <http://www.mext.go.jp/> 国の動向を確認したいとき

- 新学習指導要領 [新学習指導要領・生きる力:文部科学省](#)
- 教員免許更新制 [教員免許更新制:文部科学省](#)
- 告示・通達 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/index.htm)
- 教育に関する基本的な法律・計画など [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_a.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/01_a.htm)
- 小中学校の就学について [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shugaku/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/index.htm)
- 教科書 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/main3\\_a2.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/main3_a2.htm)
- 学校等の施設設備 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_i.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/01_i.htm)
- 義務教育費国庫負担制度 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gimukyoiku/outline/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gimukyoiku/outline/001.htm)
- 教員給与の在り方に関する調査研究報告について  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyuyo/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyuyo/index.htm)  
→今後の教員給与の在り方について(答申)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/07041100.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/07041100.pdf)
- 就学援助制度について [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/career/05010502/017.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm)

平成17年度に税源移譲が行なわれたので、国からの補助は廃止

**山梨県教育委員会** <http://www.pref.yamanashi.jp/kyouiku/top.html>

県教委の情報を知りたいとき

- 臨時的任用の際に必要な書類  
健康診断書・在職証明書(ページの一番下に載っています)  
<http://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/16959973854.html>
- 人事関係  
個人報告書・育児休業昇任請求書・育児休業計画書・養育状況変更届・育児短時間勤務承認請求書  
(ページの一番下に載っています)  
<http://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/19746715038.html>



青本に載っている様式が取り込めます

- 人事関係様式(学校用) <http://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/hyoujyun-shosiki.html>
- 人事関係様式(学校用その2) <http://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/jinji-youshiki2.html>
- 教職員評価制度関係事務用資料 <http://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/64143994697.html>

**山梨県** <http://www.pref.yamanashi.jp/> ※山梨県の情報を知りたいとき

- 山梨県例規集 [http://www.pref.yamanashi.jp/somu/shigaku/reiki/reiki\\_menu.html](http://www.pref.yamanashi.jp/somu/shigaku/reiki/reiki_menu.html)
- 山梨県公報(インターネット版) [http://www.pref.yamanashi.jp/shigaku/index\\_3.html](http://www.pref.yamanashi.jp/shigaku/index_3.html)

最新の例規  
を検索

**山梨県人事委員会事務局** <http://www.pref.yamanashi.jp/jinji-iin/>

山梨県の人勤を知りたい時・給与便覧はこちら！

- 人事委員会勧告 <http://www.pref.yamanashi.jp/jinji-iin/16978032853.html>
- 給与便覧 <http://www.pref.yamanashi.jp/jinji-iin/33048778321.html>

新しい給料表、  
手当額など

**山梨県教科用図書特約供給所** <http://www.yamanashiken-kyoukasho.com/>

**電子政府の総合窓口e-GOV(イーガブ)総務省が運営するポータルサイト**

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

**法律などを検索したいとき**

学校教育法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22H0026.html>

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

○3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。

○14 事務職員は、事務に従事する。

学校教育法施行令 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S28/S28SE340.html>

学校教育法施行規則 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22F03501000011.html>

第四十六条 小学校には、事務長又は事務主任を置くことができる。

2 事務長及び事務主任は、事務職員をもって、これに充てる。

3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。

4 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S33/S33H0116.html>

第九条 事務職員の数、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 四学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数
- 二 三学級の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に四分の三を乗じて得た数
- 三 二十七学級以上の小学校の数に一を乗じて得た数と二十一学級以上の中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の数に一を乗じて得た数との合計数
- 四 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条に規定する保護者（同条に規定する費用等の支給を受けるものに限る。）及びこれに準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものの児童又は生徒の数が著しく多い小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で政令で定めるものの数の合計数に一を乗じて得た数

学校給食法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29H0160.html>

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S31/S31H0040.html>

就学援助認定者数が100人以上で全体の25%以上を超えると、1人加配となる

**国税庁** <http://www.nta.go.jp/> ※年末調整や確定申告に知りたいとき

- ▶ タックスアンサー <http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>
- ▶ パンフレット・手引き <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/01.htm>  
→暮らしの税情報 <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/pdf/000.pdf>
- ▶ 税の学習コーナー <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/kyousitu.htm>
- ▶ Web-TAX-TV <http://www.nta.go.jp/webtaxtv/> → 扶養控除がかわりました  
※平成23年3月配信 平成23年分から改正される「扶養控除」について紹介するビデオ

**日本年金機構** <http://www.nenkin.go.jp/> ※社会保険について知りたいとき

健康保険・厚生年金保険適用関係届書・申請書一覧 <http://www.nenkin.go.jp/main/system/index8.html>

**ハローワークインターネットサービス** <https://www.hellowork.go.jp/index.html>

※雇用保険について知りたいとき



## 編集後記

おそろいでも発行を!!!と意  
...暑さに負けてこんな時期にな  
し訳ありません。  
、人に優しく」出来ることを目標と  
の暑さと湿度のためか、まったく仕  
とにイライラし、「自分に優しく、人  
っている今日この頃。

みなさまはどんな夏を過ごされましたでしょうか？

いよいよ始まってしまった2学期です。小学校は運動会、中学校は学園祭...その後は予算要求と忙しい時期に突入ですね。

まだ、残暑厳しいおり、みなさま熱中症など体調を崩さぬようお気をつけください。 (ゆ)

次号は...

夏季休業中に開催された第2回研修会の内容をお送りする予定です。